

伊佐市告示第 126 号

伊佐市新庁舎共用スペース什器整備等事業について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和 8 年 9 月 10 日

伊佐市長 橋本 欣也



1 事業の目的

令和 9 年 5 月に開庁予定の伊佐市役所新庁舎のアトリウムやカフェなどの共用スペースに設置する什器備品等の購入に当たり、価格のみの競争ではなく、新庁舎の整備目標等に沿うコンセプトのもと、建物や空間との親和性、性能、素材、アフターサービス等を総合的に勘案しながら、『居心地のよさ』や『用の美』の視点を大切にした什器整備を行うため、広く事業者の提案を募ることを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 伊佐市新庁舎共用スペース什器整備等事業
- (2) 事業内容 設計コンセプトのとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 委託料上限額 27,500 千円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案をすることはできない。なお、協力会社の参加を認めるが、協力会社として今回の業務委託に関し、複数の企画提案に参加することはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 地方公共団体において、本業務と同様の導入及び運用実績を有すること。
- (6) 過去に個人情報の取扱いにおいて、事件・事故がないこと。
- (7) 協力会社がある場合、協力会社は上記(1)から(4)までの全ての要件を満たしていること。

4 実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和8年9月10日（木）
参加表明書等（提出期限）	9月28日（月）
質問書（提出期限）	9月28日（月）
企画提案書等提出依頼	9月29日（火）頃
質問書（回答期限）	10月2日（金）
企画提案書等（提出期限）	10月15日（木）
プレゼンテーション実施	10月26日（月） ※日程調整する場合あり
審査結果通知、結果公表	10月30日（金）頃

5 担当部署

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

伊佐市役所 財政課 庁舎建設係

電話：0995-23-1311（内線1146・1147）

電子メール：chosha@city.isa.lg.jp【要着信確認】

※その他詳細は、伊佐市ホームページにて「伊佐市新庁舎共用スペース什器整備等事業者選定公募型プロポーザル実施要領等」を参照のこと。